

議案第140号

上越市牧湯の里深山荘条例の一部改正について

上越市牧湯の里深山荘条例の一部を改正する条例を次のように制定する。

令和7年12月4日提出

上越市長 小 菁 淳 一

上越市牧湯の里深山荘条例の一部を改正する条例

上越市牧湯の里深山荘条例（平成16年上越市条例第106号）の一部を次のように改正する。

第9条第1号イ中「午後4時から午後11時まで」を「午後3時から午後10時まで」に改め、同条第4号ア中「午後3時」を「午後2時」に改め、同号イ中「午後4時から翌日午前9時まで」を「午後3時から翌日午前10時まで」に改める。

第10条中「1月から2月までの間で指定管理者が市長の承認を得て定める期間」を「火曜日及び水曜日」に改める。

別表を次のように改める。

別表（第14条関係）

区分		単位	上限額	
入館（大浴場）	中学生以上	1人	850円	
	小学生		350円	
	3歳以上就学前までの者		300円	
体験室		1室1時間につき	4,200円	
広間（大広間）			4,100円	
広間（中広間）			3,200円	
交流研修室			2,900円	
会議室		1室1時間につき	1,700円	
和室	日帰り利用		1,400円	
			1,100円	
			1,000円	
	宿泊利用		15,000円	
	1人1泊につき	12,000円		
		9,000円		

	までの者	
ゲートボール場	1時間につき	400円

備考

- 1 体験室、広間、交流研修室、会議室、和室の日帰り利用及びゲートボール場の利用時間が1時間に満たないときは、1時間として計算する。
- 2 3歳未満の乳幼児の入館及び和室の宿泊利用の利用料金は、無料とする。
- 3 和室の宿泊利用の上限額は、飲食料金を含まない。
- 4 この表に定める額は、税を含む額とする。

附 則

(施行期日)

- 1 この条例は、令和8年4月1日から施行する。

(適用区分)

- 2 改正後の上越市牧湯の里深山荘条例の規定は、この条例の施行の日以後の利用について適用し、同日前の利用については、なお従前の例による。